



職員の服装の軽装化を4月1日から本格実施します ～服を選ぶ能力も仕事の能力のうち～

職員の働く環境を改善等するため、令和6年（2024年）11月1日から令和7年（2025年）3月31日までの間、通年ノーネクタイ等を試行実施しているところですが、令和7年（2025年）4月1日から「職員の服装の軽装化」として本格実施します。

相手に失礼のないよう「服を選ぶ能力も仕事の能力のうち」であることを十分に意識し、市民に親しみやすい丁寧な接遇を心がけます。

■目的

- ・働きやすい服装での執務により業務の効率化を図ることで、市民サービスの向上につなげます。
- ・過度な空調の使用を控え、公共施設の省エネやCO₂排出抑制につなげます。
- ・季節を問わず、気候等に合わせて職員自ら適度な服装を選択し業務を行うことにより、職場環境を整え、職員のストレス軽減を図ります。

■服装の考え方

- ・清潔感があり、節度ある落ち着いた服装とし、過度な露出を避け、老若男女問わず市民等に不快感を与えることがないよう十分配慮します。
- ・スーツやスラックスなどのスーツスタイルの服装に加えて、より職員の働きやすさを重視したオフィスカジュアルの服装を可能とします。
- ・外部の会議等への出席等については、趣旨にあった服装とし、他の参加者等に対して礼を失することのないよう配慮します。
- ・ネクタイの着用を禁止するものではありません。

問合せ	企画部職員課 担当：浅井（あさい）、瀬高（せたか） 052-613-7564、0562-38-6176
-----	---